

専門的・技術的分野における外国人材の受入れ  
に関するタスクフォース幹事会（第6回）

議事次第

〔平成30年3月22日（木）10:00～〕  
〔内閣府本府3階特別会議室〕

1 開会

2 議事

在留管理・支援体制の在り方

3 閉会

〔資料〕

資料1 「専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォースの開催について」の一部改正について

資料2 「専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォース幹事会官職の指定について」の一部改正について

資料3 法務省資料

専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関する  
タスクフォースの開催について

平成 30 年 2 月 23 日  
内閣官房長官・法務大臣決裁  
平成 30 年 3 月 20 日  
一部改正

- 1 現下の労働市場の状況等を踏まえ、真に必要な分野に着目しつつ、一定の専門性・技能を有する外国人材の受入れを進める観点から、一定の前提条件のもと、制度改正の具体的な検討を進めるため、専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を開催する。
- 2 タスクフォースの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
 

議長	内閣官房副長官補（内政担当）
副議長	内閣府政策統括官（経済財政運営担当） 法務省入国管理局長
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 警察庁刑事局組織犯罪対策部長 総務省大臣官房総括審議官 法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 外務省領事局長 厚生労働省職業安定局長 厚生労働省社会・援護局長 農林水産省経営局長 経済産業省経済産業政策局長 国土交通省総合政策局長
オブザーバー	内閣官房日本経済再生総合事務局次長 内閣官房健康・医療戦略室次長 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補 内閣府規制改革推進室次長 内閣府地方創生推進事務局次長
- 3 タスクフォースは、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 タスクフォースの庶務は、内閣官房及び法務省において処理する。

- 5 前各項に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関する  
タスクフォース幹事会の官職の指定について

平成 30 年 2 月 23 日  
専門的・技術的分野における外国人材の  
受入れに関するタスクフォース議長決定  
平成 30 年 3 月 20 日  
一 部 改 正

専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォースの開催について（平成 30 年 2 月 23 日内閣官房長官・法務大臣決裁）第 3 項の規定に基づき、専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォース幹事会の官職を以下のとおり指定する。

議 長	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
副議長	法務省大臣官房審議官（入国管理局担当）
構成員	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
	内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（産業雇用担当）
	警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長
	総務省自治行政局地域政策課国際室長
	法務省入国管理局総務課長
	外務省領事局外国人課長
	厚生労働省職業安定局雇用政策課長
	厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長
	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室長
	農林水産省経営局就農・女性課長
	経済産業省大臣官房参事官（経済産業政策局担当）兼産業人材政策室長
	経済産業省製造産業局総務課長
	経済産業省大臣官房商務サービスグループ参事官
	国土交通省総合政策局政策課長
	国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長
	国土交通省自動車局総務課企画室長
	国土交通省海事局船舶産業課長
	国土交通省観光庁観光人材政策室参事官
オブザーバー	内閣官房日本経済再生総合事務局参事官
	内閣官房健康・医療戦略室参事官
	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官
	内閣官房人生 100 年時代構想推進室参事官

内閣府規制改革推進室参事官  
内閣府地方創生推進事務局参事官

在留管理・支援について

平成30年3月22日

法務省入国管理局

- 1 在留管理の在り方について
- 2 在留支援の在り方について
- 3 今後の外国人材の受入れにおいて、適切な在留管理・在留支援を確保するための考え方について